平成２５年（再イ）第１００号
大阪府羽曳野市西浦５丁目688番地の13
再生債務者　吉岡　　馨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第９５号
神戸市東灘区岡本３丁目11番22号　ブリランテ岡本501号
再生債務者　きのした接骨・鍼灸院こと　木下　博史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第３２号
盛岡市前九年２丁目16番22号
再生債務者　中里　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再イ）第９３号
名古屋市守山区小幡太田16番21号　ユーフォリア小幡1201号
再生債務者　杉山　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１０号
愛知県あま市上萱津森11番地　ウェルヴィラ上萱津203号
再生債務者　佐藤　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第４５号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原451番地２
三養基ガーデンハイム201号
再生債務者　吉岡健一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第４０号
栃木県宇都宮市中央２丁目６番５号
再生債務者　大内　浩文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１４２号
埼玉県川口市戸塚３丁目11番14号
再生債務者　伊藤　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２号
島根県雲南市大東町大東下分473番地４
再生債務者　山本　秋彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日　　松江地方裁判所民事部

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年３月14日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東九州自動車道	宮崎県日向市大字平岩字橋ノ口7374番３から 宮崎県児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番２まで

２．指定する期日
平成26年３月16日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成26年３月14日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

1.［２］⑵㉙に、次を加える。
企画割引「日向～都農早期開通割引」
イ　割引をする自動車
ニに定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ及びＣインターチェンジとＤインターチェンジ相互間を通行する全自動車。